

2020年12月15日

宮古島地下水研究会 殿

座喜味一幸

【公開質問状への回答】

1. 現在、3か所に限定された宮古島市地下水保全条例の水道水源保全区域指定を変更し、「宮古島市全域（特に宮古島本島、伊良部島）に広げる

(回答) 賛成

その理由：地下水が唯一の水資源である宮古島市は、宮古全域の地下水の水量、水質の保持が最重要課題である。宮古島市地下水保全条例では、白川田流域、東添道流域、福里北流域の3か所が保全対象地域に指定されているが、新たな水源可能流域に関しては今後の市の社会状況の変化を見据えた迅速な対応が必要である。

新たな水源流域については、これまでのボーリングデータや地質調査結果を基に補足調査を行い、地質層序、開発可能量等総合計画を策定する。

水源流域については地下水水質を良好に維持するため、監視体制の充実を図る必要がある。

2. 現在の市諮問機関の「宮古島市地下水審議会」に代わり、水循環基本法に基づく総合的協働管理を行う「地下水循環協議会」を設置する。

(回答) 保留

その理由：現在、宮古島市では水道水源保全3区域以外に、数多くの大型リゾートホテル等が建設されており、持続可能な地下水保全に向けて「総合計画」を策定する必要があると考え、私の基本政策にも「地下水審議会の再構築」を掲げてあるところである。

水循環基本法の基本理念は地下水審議会の基本理念と合致していると考えており、地下水審議会の機能を十分に活用することで、水環境に対する多様な社会的要求に対する知見を集積し、適正循環の協働・共有を図ることが望ましいと考えている。

3. 健康に影響しうる環境化学物質の適正なモニタリング体制の構築と削減対策の実施を、宮古島地下水保全条例に明記する。

(回答) 賛成

その理由：近年、水需要の増加に伴い、大量の生活排水や陸自施設からの環境科学物質を含む排水が地下水に浸透し水質への影響が懸念されるなど水資源を取り巻く環境が大きく変化している。

地下水保全条例でも、モニタリング（監視）について明記されているが、さらに市と国や県及び研究機関等との連携を深め、対策強化を図る。